

千葉県労働委員会 令和4年活動状況

労働委員会は、公正・中立な立場で、働く方(労働者)と事業主(使用者)との間に生じたトラブルが早期解決するようお手伝いしています。職場において、当事者間で問題解決ができないときは、労働委員会の制度をご活用ください。

令和4年中の活動状況についてお知らせします。

1 不当労働行為事件の審査

使用者が不当労働行為を行ったとして、労働組合等が労働委員会に対し、救済の申立てを行う制度です。

取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
前年からの繰越し	新規申立て	計	命令	却下	和解	取下げ	計	
3	6	9	0	1	0	0	1	8

- 新規申立ては6件で、前年からの繰越し3件を含めた9件のうち、1件が年内に終結し、8件は翌年への繰越しとなりました。
- 当委員会では、審査の期間の目標を1年3月以内としているところ、当年の終結事件の処理期間は673日(約1年10か月)であり、目標期間を超える結果となりました。

2 労働争議の調整

労働組合と使用者との間で生じたトラブルの自主解決が困難になった場合に、労働委員会が公正・中立な機関として双方に歩み寄りを促し、紛争解決を支援する制度です。

取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
前年からの繰越し	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
1	1	2	0	2	0	0	2	0

- 新規申請は1件で、前年からの繰越し1件を含めた2件は年内に終結し、翌年への繰越しはありませんでした。
- 終結の状況は打切りが2件であり、平均係属日数は108日でした。
- 主な調整事項は、解雇の撤回、団体交渉の促進などとなっています。

3 個別的労使紛争のあっせん

労働者個人と使用者との間で生じたトラブルの自主解決が困難になった場合に、労働委員会が公正・中立な機関として双方に歩み寄りを促し、紛争解決を支援する制度です。

取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
前年からの繰越し	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
1	5	6	3	2	1	0	6	0

- 新規申請は5件で、前年からの繰越し1件を含めた6件は年内に終結し、翌年への繰越しはありませんでした。
- 終結の状況は解決が3件、打切りが2件、取下げが1件であり、平均係属日数は59.5日でした。
- 主なあっせんを求める事項は、パワーハラスメント・嫌がらせや退職などとなっています。

【お問合せ先】

千葉県労働委員会事務局

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 (千葉県庁南庁舎7階) 電話：043-223-3735